

## 変更点一覧

## ①ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
<p>第1章 総則 (約款の変更) 第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。</p>	<p>第1章 総則 (約款の変更) 第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、</p>
<p>第2章 加入契約 (加入申込の方法) 第6条 加入申込をするときには、この約款を承認の上、次に掲げる事項について当社所定の申込書を提出して頂くか、別に当社指定の方法で通知するものとします。</p>	<p>第2章 加入契約 (加入申込の方法) 第6条 加入申込をするときには、この約款を承認の上、次に掲げる事項について会社所定の申込書を提出して頂くか、別に会社指定の方法で通知するものとします。</p>
<p>(放送サービスの変更) 第7条 (5) 加入者が、当社の提供するデジタル放送サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合。</p>	<p>(放送サービスの変更) 第7条 (5) 加入者が、会社の提供するデジタル放送サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合。</p>
<p>(B-CASへの登録) 第9条 デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報は、会社への加入申込と同時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も会社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報をいいます。また、当社はB-CASとの間に秘密保守契約を結び、加入者の保護をはかることとします。</p>	<p>(B-CASへの登録) 第9条 デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報は、会社への加入申込と同時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も会社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報をいいます。また、会社はB-CASとの間に秘密保守契約を結び、加入者の保護をはかることとします。</p>
<p>第8章 雑則 (解約) 第41条 2 &lt;追加&gt;  3 &lt;追加&gt;</p>	<p>第8章 雑則 (解約) 2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 第41条 3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>
<p>(解除) 第42条 4 &lt;追加&gt;  5 &lt;追加&gt;  6 &lt;追加&gt;  7 &lt;追加&gt;  8 &lt;追加&gt;</p>	<p>(解除) 第42条 4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>
付則	付則 21 この約款は、2025年3月1日より施行します。
<p>料金表（個人契約） 通則 (料金表の適用) 1 &lt;追加&gt;</p>	<p>料金表（個人契約） 通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は会社が別に定めるところにより適用します。</p>
<p>(料金等の変更) 2 &lt;追加&gt;</p>	<p>(料金等の変更) 2 会社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。</p>
<p>(3) 工事費・手続き費等 ①工事費 新規契約時の工事費の分割払い 契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 2 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関ししないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 4 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>	<p>(3) 工事費・手続き費等 ①工事費 新規契約時の工事費の分割払い 契約者から会社に申込みがあり、会社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め会社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1 会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 会社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他会社が不適当と判断したとき。 2 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、会社が別に定めるものとします。 3 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関ししないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 4 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき会社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、会社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。</p>
<p>(4) 貸与機器価格相当分  ④ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込 48,400円/台）</p>	<p>(4) 貸与機器価格相当分 ④ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー） 26,000円/台（税込 28,600円/台） ⑤ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込 48,400円/台）</p>

## ②ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
<p>第1章 総則 (約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。</p>	<p>第1章 総則 (約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、</p>
<p>第2章 加入契約 (解約) 第16条 3 &lt;追加&gt;</p>	<p>第2章 加入契約 (解約) 第16条 3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>
<p>(解除) 第17条 4 &lt;追加&gt;  5 &lt;追加&gt;</p>	<p>(解除) 第17条 4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。</p>

6	<追加>	6	会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。
7	<追加>	7	会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
8	<追加>	8	加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。
付則		付則	22 この約款は、2025年3月1日より施行します。

③ひまわりネットワーク株式会社 LTE無線通信サービス契約約款（おりべワイヤレス）（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行		改正	
第1章 総則 (約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。		第1章 総則 (約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。	
第2章 加入契約 (当社が行う契約の解除) 第16条 (8) <追加>		第2章 加入契約 (当社が行う契約の解除) 第16条 (8) 当社の従業員及び利害関係者に対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。	
付則		付則	この約款は、2025年3月1日より施行します。

④ひまわりネットワーク株式会社ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約（おりべエリア内での業務規約）

現行		改正	
表題 ひまわりネットワーク株式会社ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約		表題 ひまわりネットワーク株式会社ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約 (おりべエリア内での業務規約)	
第1条 規約の適用 2 本規約は本サービスの性質に反しない限り、「ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款」および「インターネット接続サービス契約約款(スマイル光)」並びに「インターネット接続サービス契約約款(三河湾ひかり)」および「ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款(おりべ光)」(以下「ひまわり通信約款」といいます)を準用します。本サービスの契約者は、準用されるひまわり通信約款を承諾したものとします。ひまわり通信約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。		第1条 規約の適用 2 本規約は本サービスの性質に反しない限り、「ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款」および「インターネット接続サービス契約約款(三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款)」および「インターネット接続サービス契約約款(おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款)」(以下「ひまわり通信約款」といいます)を準用します。本サービスの契約者は、準用されるひまわり通信約款を承諾したものとします。ひまわり通信約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。	
3 ひまわり通信約款に定めるインターネットサービスの契約者が、ひまわりインターネットサービス契約に代えてドコモ光契約(タイプC)を締結(以下「転用」といいます)した場合、転用したサービスに対してひまわり通信約款および「ひまわりネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社 光放送サービス契約約款」(以下「ひまわり放送約款」といいます)および「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」および「おりべネットワーク株式会社放送サービス契約約款」および当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の各種割引は適用されません。		3 ひまわり通信約款に定めるインターネットサービスの契約者が、ひまわりインターネットサービス契約に代えてドコモ光契約(タイプC)を締結(以下「転用」といいます)した場合、転用したサービスに対してひまわり通信約款および「ひまわりネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社 放送サービス契約約款(三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款)」および「ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款(おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款)」(以下「ひまわり放送約款」といいます)および「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」および「おりべネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の各種割引は適用されません。	
第8条 当社が行う契約の解除 <追加>		第8条 当社が行う契約の解除 2 当社は、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。	
付則 (実施期日) <追加>		付則 (実施期日) 4 この改正規約は2025年3月1日から適用します。	

⑤ケーブルプラス電話利用規約（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務規約）

現行		改正	
第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。		第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。なお、当社は、変更後の規約及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。	
第4条 当社が行う契約の解除 (6) <追加> 3 <追加>		第4条 当社が行う契約の解除 (6) 当社の従業員及び利害関係者に対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合又は契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。 3 契約者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。	
付則 (実施期日) <追加>		付則 (実施期日) この改正規約は2025年3月1日から適用します。	
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 <追加>		光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 契約者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。	

⑥ケーブルライン利用規約（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務規約）

現行		改正	
第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。		第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。なお、当社は、変更後の規約及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。	
第5条 当社が行う契約の解除 (6) <追加> 3 <追加>		第5条 当社が行う契約の解除 (6) 当社の従業員及び利害関係者に対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合又は契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。 3 契約者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。	
付則 (実施期日) <追加>		付則 (実施期日) この改正規約は2025年3月1日から適用します。	
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 <追加>		光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 契約者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。	